

令和7年度 那覇市街なみ環境整備方針策定及び景観計画改定業務に係る 公募型プロポーザル審査要領

本審査要領は、令和7年度 那覇市街なみ環境整備方針策定及び景観計画改定業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルの審査に際して、優先交渉権者を公平かつ適切に選定するための基準及び必要な事項を定めたものである。

1 審査機関及び事務局

- (1) 本業務の優先交渉権者の選定は、庁内組織である「那覇市景観計画改定業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）」において行う。
- (2) 審査会は、那覇市景観計画改定業務委託事業者選定審査会設置要綱第3条に規定する委員をもって組織し、会長に都市みらい部副部長を、副会長に都市計画課長をもって充てる。
- (3) 本業務に係る選定審査に関する事務局（以下「事務局」という。）を都市みらい部都市計画課に置く。

2 審査方法及び採点基準

- (1) 第1次審査（参加資格の審査）

事務局は、本業務に対するプロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）から本業務に係る公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき期限内に提出された参加表明書等を用いて、各参加希望者の参加資格を確認する。

参加資格の有無の確認後、参加資格を有すると認められた参加希望者（以下「提案者」という。）へ結果を通知する。

ただし、上記参加希望者が5者以上となる場合は、下記のとおり提案者を選定する。

- ①事務局にて別表1「採点基準表（事務局）」に基づき、「会社の業務実績」、「配置予定技術者の業務実績」を審査し、上位4者を提案者として選定する。
- ②「会社の業務実績」、「配置予定技術者の業務実績」の合計点が同点の場合で5者以上になる場合は、「配置予定技術者の業務実績」の配点が大きい提案者を選定する。
- ③上記②において「配置予定技術者の業務実績」の配点が同点の場合は「管理技術者」の配点が大きい提案者を選定する。
- ④上記②③でも決まらない場合は事務局にて協議し、提案者を選定する。

- (2) 第2次審査（企画提案内容のプレゼンテーション審査）

提案者に対して、募集要領に基づき提出された参加表明書等及び企画提案書等（以下「提出書類等」という。）の審査及びプレゼンテーション審査を実施し、審査当日に出席の審査員による総合的な審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査は、提案者毎に企画提案書等の受付順に行い、プレゼンテーション15分、質疑応答10分及び採点5分で進行する。

審査基準は、別表1及び別表2で示す評価項目に基づいて行う。

3 優先交渉権者等の選定

優先交渉権者及び次点以降の者は次の方法で選定する。

- (1) 審査の結果、順位を第1位とした審査員の数が多い提案者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした審査員の数が多い提案者を次点者に選定する。第3位以降の選定も同様とする。
- (2) 上記(1)において、順位を第1位とした審査員の数が多い提案者が2人以上ある場合は、当該提案者の順位を第2位とした審査員の数が多い提案者を優先交渉権者として選定する。
- (3) 上記(2)において、順位を第2位とした審査員の数が多い提案者が2人以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした審査員の当該提案者に係る評価点の合計点が高い者を優先交渉権者として選定する。
- (4) 上記(1)から(3)によっても、順位が決しない場合は、審査会において協議し、優先交渉権者を選定する。
- (5) 提案者が1者の場合、審査を実施のうえ、各審査員の同意をもって優先交渉権者とする。
- (6) 上記(1)から(5)にかかわらず、審査員の評価点の合計が満点の6割に満たない提案者は優先交渉権者として選定しない。

4 選定結果の公表

選定結果については、優先交渉権者及び次点者の名称を那覇市ホームページに掲載する。

5 委任

この要領に定めるもののほか、優先交渉権者等を選定するために必要な事項は審査会長が別に定める。

別表 1 採点基準表（事務局）

評価項目			評価内容	配点	様式
実績 会社の業務			過去に受託した同種・類似業務実績を合計 3 件まで提出できる。ただし、配点上限は 5 点とする。 ・同種業務：配点は、2(点／件)とする。 ・類似業務：配点は、1(点／件)とする。	5	様式 6
配置予定技術者の業務実績	管理技術者	同種・類似業務	過去に担当した同種・類似業務実績を合計 5 件まで提出できる。ただし、配点上限は 10 点とする。 ・同種業務：配点は、2(点／件)とする。 ・類似業務：配点は、1(点／件)とする。	10	様式 3
	担当技術者	同種・類似業務	過去に担当した同種・類似業務実績を合計 3 件まで提出できる。 ・同種業務：配点は、2(点／件)とする。 ・類似業務：配点は、1(点／件)とする。 ※評価は配置を予定している担当技術者全員に対して行い、その合計点を評価点とする。ただし、配点上限は 5 点とする。	5	様式 5
費用内訳書			費用内訳書の適格性及び金額を評価する。(税込み価格) 15,500,000 円～14,750,001 円 1 点 14,750,000 円～14,000,001 円 2 点 14,000,000 円～13,250,001 円 3 点 13,250,000 円～12,500,001 円 4 点 12,500,000 円以下 5 点	5	様式 9
合計（25 点満点）				25	

※ 1 具体的な業務事例を以下に示す。その他の業務内容については、事務局内で協議を行い判断するものとする。また、業務実績については、2015（平成 27）年度以降公示日までに完了した業務実績を評価するものとする。

- ・同種業務：街なみ環境整備方針の策定又は景観計画策定・改定・見直しに係る業務
- ・類似業務：都市計画マスタープラン又は緑の基本計画の策定・改定・見直しに係る業務

別表2 採点基準表（審査員）

評価項目		評価内容	配点
企画提案書	a	「業務実施方針」 ・業務内容全般に対する理解度を評価する。 ・実効性・実現性のある方針が示されているかを評価する。	5
	b	「業務スケジュール及び業務フロー」 ・計画案作成までに必要な工程を理解し、適切にスケジュールが組まれているかを評価する。	10
	c	「業務の実施体制」 ・従事する技術者の各役割の明確さや、人員の配置計画が適切であるかを評価する。	
	d	「街なみ環境整備方針策定に向けた整理・検討」 ・地域の景観特性や現況を把握し、整理するための手法が的確で妥当性があるかを評価する。 ・市のこれまでの運用や地域の実情をふまえ、景観形成基準等を構築するための考え方が適切かを評価する。	10
	e	「ニシカタ地区の合意形成に向けた取組み」 ・意見交換会の開催運営方法を含め、合意形成に向けた取組みが効果的かつ実現性があるかを評価する。 ・わかりやすい資料を用いるなど創意工夫があるかを評価する。	15
	f	「現行景観計画の評価・検証」 ・現行計画の運用実績や課題を把握し、整理するための手法が的確で妥当性があるかを評価する。 ・現行計画の評価・検証の方法が的確で妥当性があるかを評価する。	10
	g	「景観計画の改定内容」 ・上位関連計画、現行計画の評価・検証及び昨今の動向等をふまえ、改定内容の検討が効果的に進められるかを評価する。 ・景観が持つ意義や効果を市民にわかりやすく伝えるための創意工夫があるかを評価する。 ・計画改定の完成度を高める独自の提案があるかを評価する。	15
小計			65
プレゼンテーション・取組意欲		・分かりやすく説得力のあるプレゼンテーションであるかを評価する。 ・業務に対して高度な知見や専門性をもち、質疑に対する的確な応答であるかを評価する。 ・取組意欲を評価する。	10
小計			10
合計（75点満点）			75